教職課程の履修について（理科）

本学で取得できる免許状（理科）と学部学科は次のとおりです。

学　部	学　科	免許状の種類	免許教科
薬　学　部	生命薬科学科	中 学 校 教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理　科

教育職員免許状（理科）を取得しようとする学生は、下記の①～⑤の条件を最低限満たすことが必要です。

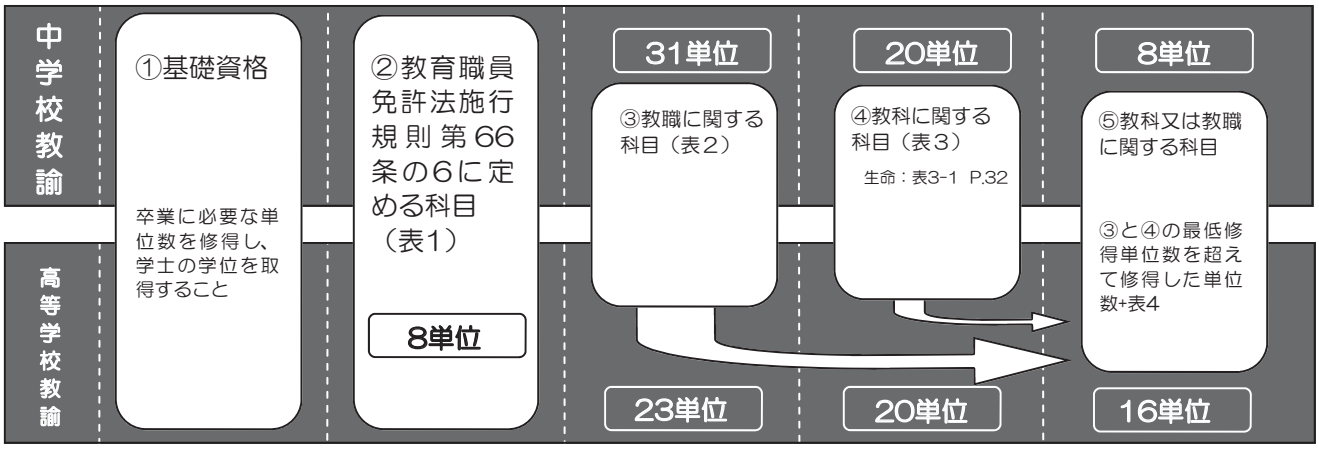

①基礎資格：

卒業に必要な単位を修得し、学士の学位を取得すること。

②教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目：

免許状の種類に関係なく、「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」に関する科目を8単位以上修得すること（表1）。

表1：教育教職免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則 第６６条の６に定める科目		本学における開講科目			
科　　目	単位数	授　業　科　目	単位数	年次	備　　考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	1～4	
体　育	2	健康の科学 スポーツ実技	2 1	1～4 1～4	スポーツ実技は必ず修得すること
外国語コミュニケーション	2	実用英会話Ⅰ 実用英会話Ⅱ	1 1	2 2	
情報機器の操作	2	情報処理入門	2	1	薬学部
合　　計	8				

③教職に関する科目（理科）：

中学校教諭一種免許状は31単位、高等学校教諭一種免許状は23単位以上修得すること（表２）。これらの単位数を超えて修得した単位数は、教科又は教職に関する科目に加算する（表4）。

表2：教職に関する科目

	免許法に定める科目			本学における開講科目					
欄	教職科目	最低修得単位数		授業科目	単位数	必修・選択		年次	備考
		中	高			中免	高免		
二	教職の意義等に関する科目	2	2	教職概論	2	◎	◎	2	
三	教育の基礎理論に関する科目	6	6	教育原論	2	◎	◎	1	
				教育心理学	2	◎	◎	1	
				教育行政学	2	◎	◎	2	
				生涯学習論	2	○	○	3	
四	教育課程（及び指導法）に関する科目	１２	6	教育課程論	2	◎	◎	2	
				理科教育法Ⅰ	2	◎	◎	2	
				理科教育法Ⅱ	2	◎	○	2	
				理科教育法Ⅲ	2	○	○	2	
				理科教育法Ⅳ	2	○	○	2	
				道徳教育の理論と方法	2	◎		2	
				特別活動の理論と方法	2	◎	◎	2	
				教育の方法と技術	2	◎	◎	2	
	生徒指導、教育相談（及び進路指導等）に関する科目	4	4	生徒指導の理論と方法（進路指導を含む）	2	◎	◎	2	
				教育相談の理論と方法	2	◎	◎	1	
五	教育実習	1	1	教育実習Ⅰ	2	◎	◎	3	
		4	2	教育実習Ⅱ	1	◎	○	3	
				教育実習Ⅲ	2	◎	◎	4	
				教育実習Ⅳ	1	◎	○	4	
六	教職実践演習	2	2	教職実践演習（中・高）	2	◎	◎	4	
合　計		３１	２３						

◎：免許状取得に必要な必修科目　　○：免許状取得に必要な選択科目

※道徳教育の理論と方法は、中学校教諭一種免許状においては「教職に関する科目」の必修科目である。高等学校教諭一種免許状においては「教科又は教職に関する科目」の選択科目として修得できる。

教育実習参加条件

「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習Ⅳ」「教職実践演習（中・高）」を履修する者は、次の要件を充足するものとする。

授業科目	履修要件
教育実習Ⅰ	（1）教職に関する科目について「教育原論」「教育心理学」「教職概論」を含む２０単位以上を修得していること。 （2）教科に関する科目について次の要件を充足していること。 ア　「物理学Ⅰ」「物理学Ⅱ」「化学Ⅰ」「化学Ⅱ」「生物学Ⅰ」「生物学Ⅱ」「地学Ⅰ」「地学Ⅱ」の８科目１６単位のうち、１４単位以上修得し、かつ「物理学実験」「化学実験」「生物学実験」「地学実験」の４科目４単位のうち、３単位以上修得していること。 イ　上記以外の他、選択科目を８単位以上修得していること。 （3）教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目について、必要単位８単位のうち「日本国憲法」「スポーツ実技」を含む６単位以上を修得していること。 （4）懲戒処分を受けていないこと。 （5）健康状態その他の事由により実習継続が困難でないこと。注1）
教育実習Ⅱ	「教育実習Ⅰ」を修得又は履修中であること。
教育実習Ⅲ 教育実習Ⅳ	（1）教職に関する科目について、２年次までの必修科目をすべて修得していること。 （2）「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」を修得又は履修中であること。 （3）教科に関する科目の必修科目をすべて修得していること。 （4）教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目について、「日本国憲法」「スポーツ実技」を含む８単位以上を修得していること。 （5）中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、介護等体験を修了していること。 （6）懲戒処分を受けていないこと。 （7）健康状態その他の事由により実習継続が困難でないこと。注1）
教職実践演習（中・高）	「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習Ⅳ」を修得又は履修中であること。

注1）実習継続の判断は、教職・学芸員課程運営委員会が行う。

④教科に関する科目（理科）：

免許状の種類にかかわらず、各学部各学科の教科科目の履修条件より20単位以上を修得すること（表3-1、表3-2、表3-3）。
この単位数を超えて修得した単位数は、教科又は教職に関する科目に加算する（表4）。

表3-1：教科に関する科目（薬学部　生命薬科学科）

免許法に定める科目			本学における開講科目			
科　目	最低修得単位数 中	最低修得単位数 高	授　業　科　目	単位数	年次	備　考
物理学	1	1	◎物理学Ⅰ ◎物理学Ⅱ 薬品物理化学Ⅰ	2 2 2	1 1 2	
化学	1	1	◎化学Ⅰ ◎化学Ⅱ ○薬化学Ⅰ ○薬品合成化学Ⅰ	2 2 2 2	1 1 1 2	選択必修科目中１科目 選択し、修得すること
生物学	1	1	◎生物学Ⅰ ◎生物学Ⅱ ○生化学Ⅰ ○微生物学Ⅰ ○機能形態学Ⅰ ○衛生薬学Ⅰ ○衛生薬学Ⅲ ○免疫学Ⅰ ○分子生物学Ⅰ ○病態生化学Ⅰ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 2 1 2 3 2 2 3	選択必修科目中３科目 選択し、修得すること
地学	1	1	◎地学Ⅰ ◎地学Ⅱ	2 2	1 1	
物理学実験 （コンピュータ活用を含む）	1	1	◎物理学実験 薬品分析物理学実習	1 1	1 2	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ活用を含む。
化学実験 （コンピュータ活用を含む）	1		◎化学実験 薬品合成化学実習	1 1	1 2	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ活用を含む。
生物学実験 （コンピュータ活用を含む）	1		◎生物学実験 ○免疫/微生物学実習 ○衛生薬学実習 ○分子生物学実習	1 1 1 1	1 2 3 2	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ活用を含む。 選択必修科目中１科目 選択し、修得すること
地学実験 （コンピュータ活用を含む）	1		◎地学実験	1	2	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ活用を含む。
合　計	２０	２０	上記科目より29単位以上修得すること。 ※免許法が定める必要合計単位数は20単位ですが、生命薬科学科における必要合計単位数は29単位となります。			

◎：免許状取得に必要な必修科目
○：選択必修科目

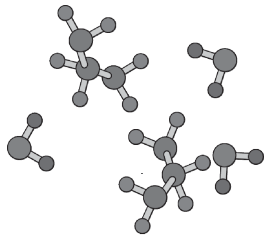

⑥教科又は教職に関する科目

中学校教諭一種免許状は8単位以上、高等学校一種免許状は16単位以上修得すること。

表4：教科又は教職に関する科目

免許法に定める科目区分等			本学における開講科目					
科　目	最低修得単位数		授　業　科　目	単位数	必修・選択		年次	備　考
	中	高			中免	高免		
教科又は教職に関する科目	8	16	介護等体験の研究	2	◎	○	1	中免は必修
			道徳教育の理論と方法※	2		○	2	高免のみ
			「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位数					
			「教科に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位数					
合　計	8	16						

◎：免許状取得に必要な必修科目　　○：免許状取得に必要な選択科目

※道徳教育の理論と方法は、中学校教諭一種免許状においては「教職に関する科目」の必修科目である。
高等学校教諭一種免許状においては「教科又は教職に関する科目」の選択科目として修得できる。

教育実習について

教育実習は教職課程において今まで受講してきた成果を発揮して、実際に中学校、高等学校等の教育現場で実習を行うものです。

これによって、教員としての素地を養うとともに、必要な知識や技能・態度を身につけ、教育全般に対する理解を深めることを目的としています。

中学校免許状取得のためには教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳが、高等学校免許状取得のためには教育実習Ⅰ・Ⅲが必修となっています。なお、単位認定に必要な時間数との関係から、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設およびボランティア団体における「教育実習に準ずる経験」等によって補う場合もあります。

教育実習Ⅰ（２単位）	教育実習を効果的かつ実りあるものにするために、教育実習に係る事前および事後の指導を現場実習の前後に行います。
教育実習Ⅱ（１単位）	授業観察と学習指導案の作成に重点を置いて、教育実習Ⅲに向けて授業実施の準備をします。
教育実習Ⅲ（２単位）	中学校、高等学校の教育現場で、観察、参加、授業実習あるいは、生徒との交流を通して、教員としての実践的指導力の基礎を修得します。
教育実習Ⅳ（１単位）	教育実習Ⅱを踏まえ、再度学校現場を経験することにより、教育実習Ⅲで養成された教員としての実践的指導力を一層向上させ、教育全般についての理解を深化・拡充させます。

※注意事項

- 「教育実習Ⅲ」、「教育実習Ⅳ」は４年次６月頃に実施する予定です。
- 教育実習に必要な経費の徴収については別途指示します。
- 各科目の受講等についての申し込み手続きや連絡事項の伝達、受講希望者の把握のために、これらの実施の年度にガイダンスを開催することがあります。個人的な事情でこのガイダンスを欠席した場合には、受講が認められない場合があります。ガイダンスの実施日時、場所等にいては、掲示等によって伝達しますので、見落とさないよう十分注意してください。

介護等体験について

小・中学校教諭の普通免許状の取得を希望する学生に対して、平成１０年４月１日から介護等体験法（通称）が施行されました。介護等体験は、社会福祉施設や特別支援学校（盲・聾・養護学校）等での介護や交流等の体験（合計７日間以上《内訳：施設５日間以上、学校２日間以上》）を通じて、高齢者や障害者への理解を深めることを目的としています。

介護等体験には、原則として２年次に参加することになっています。これに参加するためには、「介護等体験の研究」（１年次秋学期２単位）を修得しておく必要があります。参加希望者は、４月のオリエンテーションで所定の手続きをしてください。なお、介護等体験の修了後「介護等体験証明書」が発行され、これが免許状申請時に必要な書類となります。

履修手続きについての注意事項

教職科目の履修手続きは通常の各学部・学科開設科目の履修の手続きと同じですが、「教育実習」についてはP.31「教育実習参加条件」を参照してください。

履修にあたっては、本学ホームページに掲載のシラバスに、使用する教科書や評価方法等が記載されていますので、それらを参考にしてください。

教育職員免許状の申請手続きについて

教員免許状は、「教育職員免許法」に定める単位を修得し、卒業要件を充たした者が各都道府県へ申請することによって初めて授与されます。

一括申請　一括申請とは、本学に在籍している学生を対象に本学が一括して千葉県教育委員会へ申請手続きを行うことを言います。一括手続きに関するガイダンスは、原則として４年次生を対象に秋に開催されます。免許状授与申請をする学生は、このガイダンスに必ず出席してください。なお、日時・会場等の連絡は掲示で行います。

個人申請　一括申請書類提出時に申請しなかった場合等に行います。個人申請を行う場合には、希望する都道府県の教育委員会で必要な書類を確認して、各自で申請します。都道府県教育委員会によっては、申請方法や書類の種類が異なることがあります。十分に確認の上手続きを行ってください。

個人申請は卒業後随時行うことができますが、多くの教育委員会では、繁忙期に個人申請の受付が停止されることがあります。受付期間等については、各自で問い合わせてください。

小学校教員をめざす人のための
小学校教諭二種免許取得支援プログラム

いま小学校では、理数系教科の指導に優れた力量を発揮できる教員が不足しています。そこで千葉科学大学では、「できれば小学校の先生になりたい！」という学生の要望に応えて、吉備国際大学の通信教育部（岡山県高梁市）と提携し、在学中に必要な単位を科目等履修により修得し、卒業時には小学校教諭二種免許を取得できるというプログラムを設置しています。これに参加するには、**中学校教諭一種（理科）の免許取得を前提に**、所定の要領で申込書を提出し、審査（1年次の成績及び面接）を受ける必要があります。

履修計画　小学校教諭二種免許状取得に必要な科目及び単位を、本学開講の教職科目と吉備国際大学通信教育部開講の科目を併用して修得します。

吉備国際大学通信教育部開講科目については、通信教育とスクーリング（面接授業）の形態で２年次春学期から４年次秋学期までの３年間で修得します。４年次には、中学校または高等学校での教育実習（３週間）のほかに、銚子市内の小学校での教育実習（２週間）も行います。

履修費用　検定料、入学金、登録料は免除されます。他に受講料や科目登録料がかかりますが、およそ15万円程度（最小である25単位の履修でかつスクーリング科目を履修しない場合）です。スクーリング科目を履修した場合、さらに1単位につき5000円がかかります。又、これらとは別に、スクーリング・教育実習・定期試験の際の交通費、教科書代、レポート送料などが必要です。

参加資格　本学に半年以上在学し、中学校教諭一種免許の取得に必要な科目を計画的に履修していると認められる者を対象とします。プログラム参加者には、教員採用試験に合格し、免許取得後に小学校教諭として活躍しようとする強い意欲と決意、免許取得・採用試験合格のための学習をやり遂げる自信と見通しなど将来に向けての展望をしっかりもった人が望まれます。これは、学部学科の授業、中・高教諭免許取得のための教職科目の授業のほかに、通信教育科目の学修、免許取得支援の補習等に取り組まなければならないからです。

☆教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則を文部科学省のホームページにて確認しておいてください。
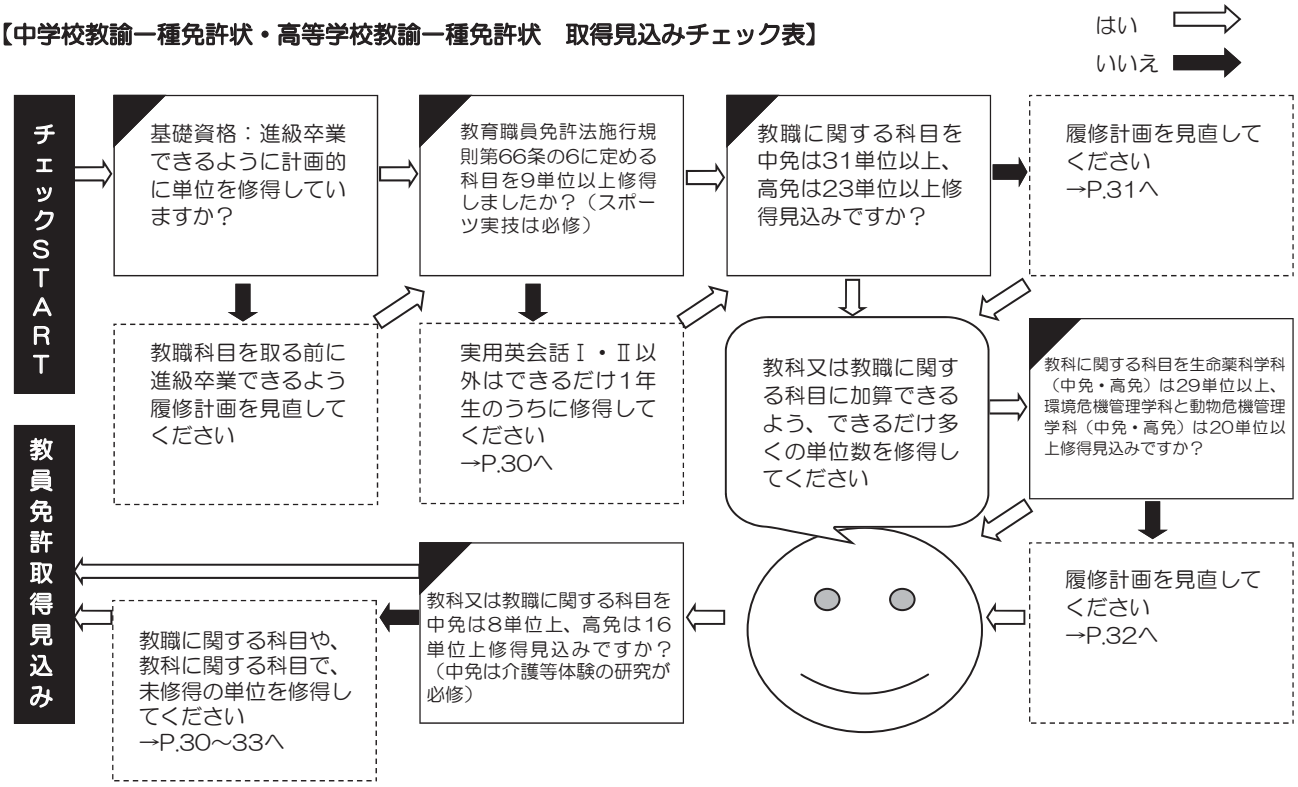
【中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状　取得見込みチェック表】